

呑海楼 第五回団体交渉

決裂に！！

2025年4月16日、呑海楼との第五回団体交渉が姫路ベリーベスト法律事務所にて実施されました。ユニオンからは当該組合員を含む3名が出席。経営側からはパワハラ加害者である営繕課長を含む3名が出席しました。

今回の団交で組合側が求めた主な内容は2点。ひとつは、当該組合員が提出した上告書(職場でのパワハラに関する事実確認とその対応を求めた文書)に対する事業主側の調査結果と措置内容の報告。もうひとつは、営繕課長が署名を迫った不当な誓約書に関する説明でした。

交渉の場で、上告書に訴えのあった暴言の事実が追及されました。課長のパワハラは複数の従業員が目撃しています。しかし、交渉では営繕課長は暴言の事実を否認。事業主側が提出した調査報告書も、目撃者へのヒアリングを行わないまま事実を否定するものでした。これを受け呑海楼ではパワハラを目撃した従業員が経営側に直訴する事態となっています。

また営繕課長が組合員に対して迫った不当な誓約書に対する追及も行われました。誓約書の内容は、パワハラの証拠が記載されている「設備ノート」を団体交渉の場で使用しないように求めるものでした。「設備ノート」には不適切な業務指示や、人間関係からの切り離し、過大・過小な要求といった、パワハラに該当する行為の詳細が記されています。営繕課長は誓約書への署名を迫ることで不都合な証拠を封じ、組合不介入を企てたと推測されました。

団体交渉全体としては一部建設的なやりとりがおこなわれたものの、ユニオン側の意見調整が不十分だったことも影響し、最終的には決裂という形で終了しました。本来であれば各組合員の共通認識を固めたうえで団交に臨むべきでしたが、十分な準備時間を確保できなかったのが現実です。

今回の反省を今後の活動に活かしていく必要があります。

